財務報告に係る内部統制報告書

1. 財務報告に係る内部統制の基本的枠組み

当社の代表取締役社長山本正已及び執行役員常務塚野英博は、富士通グループの連結財務諸表についての財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する責任を有しております。富士通グループは、日本の金融庁が定めた基準である「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会公表）に準拠し、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。内部統制には、統制実施者の判断の誤りや不注意、または複数の担当者による共謀による不正等を含む固有の限界があり、したがって、財務報告の虚偽記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2. 評価の範囲、基準日及び評価手続

当社グループは、当会計年度の末日である2014年3月31日を基準日として財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、評価に際しては、日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

当社グループの評価においては、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社を対象に、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲として定めました。評価範囲内においては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす虚偽記載リスクと、それらのリスクを合理的なレベルまで低減する統制上の要点を識別した上で、各統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価しております。

全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセス統制については、連結財務諸表に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮した上で、連結対象会社106社及び持分法適用会社1社を評価対象として定めました。

業務プロセス統制については、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、当年度の連結対象会社の売上高合計（グループ会社間取引消去前）に対して概ね2/3を占める事業拠点（23事業拠点）を、評価対象とすべき「重要な事業拠点」として選定しました。

重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目を売上高、売掛金及び棚卸資産とし、原則として当該勘定科目に至る全ての業務プロセスを評価対象としました。ただし、これらの業務プロセスの中でも金額的及び事業目的との関連性の観点で重要性の乏しい業務プロセスは評価対象外としました。また、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについては、個別に財務報告への影響を勘案して、評価範囲に加えました。

ITに係る全般統制については、重要な事業拠点の評価対象業務プロセスにおいてITによる自動化統制が運用されているシステムを評価対象とし、当該システムをIT基盤ごとに評価を実施しました。

3. 評価結果

上記の方針に基づき評価を実施した結果、2014年3月31日における、富士通グループの財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至りました。

上記の「財務報告に係る内部統制報告書」は、英文のアニュアルレポートに添付された「MANAGEMENT'S REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING」の日本語訳であり、2014年6月23日付で当社が金融庁に提出した内部統制報告書とは、一部文言が異なっております。